

# 公益財団法人 日本野球連盟 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本野球連盟といい、外国に対しては、Japan Amateur Baseball Association (略称JABA) と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区丸の内1丁目7番12号（サピアタワー内）に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、野球競技の普及振興を図り、もって児童・青少年の健全な育成及び国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 野球競技の普及及び振興に関する基本方針を確立すること
- (2) 野球選手の競技力向上を図ること
- (3) 野球競技に関する全国規模の各種国内大会及びその他の競技大会並びに講習会等を開催すること
- (4) 野球競技に関する各種国際大会、国際親善試合及び国際会議等を日本で開催すること
- (5) 野球競技に関する各種国際大会、国際親善試合及び国際会議等に対する代表役員、選手を選定し、派遣すること
- (6) 野球競技に関する指導者、審判員及び記録員等を養成すること
- (7) 野球競技に関する競技規則に関すること
- (8) 野球競技の競技施設、用器具等の指導及び公認に関すること
- (9) 国外へのチーム派遣及び外国チームの招聘に関すること、並びに国際交流を通じて野球競技の国際的な普及・振興に寄与すること
- (10) 公益財団法人日本スポーツ協会及び一般財団法人全日本野球協会への加盟並びにそ

これらの事業に協力すること

- (11) 一般財団法人全日本野球協会を通じた国際野球連盟、アジア野球連盟及び公益財団法人日本オリンピック委員会の事業に協力すること
- (12) 野球競技に関する刊行物を発行すること
- (13) 本条に定める事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業を行うこと
- (14) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと

2 前項の事業については、本邦及び海外において行なうものとする。

### 第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行なうために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 基本財産は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第 7 条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行なうものとし、その方法は理事会の決議により別に定める経理規程による。

(事業年度)

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て、直近の評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

第 12 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分または譲受けを行なおうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理

規程によるものとする。

- 3 特定費用準備金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いについては前項の経理規程によるものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第 14 条 この法人に、評議員30名以上35名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。
- 3 評議員は、理事及び監事を兼務することはできない。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従って、評議員会において行なう。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
    - ニ つぎに掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
      - ①国の機関
      - ②地方公共団体
      - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
      - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する

大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員会議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選出する。

5 前項の評議員会議長に事故あるとき、または欠けたときは、これに代わる評議員会議長を評議員会の決議によって評議員の中から選出する。

（任期及び定年）

第 16 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員は、就任時においてその年齢が満70歳未満とする。また、任期期間中において満70歳に達した場合については、その任期期間は評議員として在任するものとする。

5 前項にもかかわらず若干名に限り定年制を適用しないことができる。

（評議員に対する報酬等）

第 17 条 評議員に対しては、各年度の総額が、1,800,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第5章 評議員会

（構成）

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 常勤役員及び役員等の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分または除外の承認
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 評議員会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第 22 条 代表理事は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なわれなければならない。
  - (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第 29 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事17名以上22名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の理事のうち若干名を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。また、代表理事以外の理事のうち9名以内を同法第91条第1項第2号による業務執行理事とする。

4 副会長は、会長を補佐するものとする。

(役員を選任)

第 30 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の代表理事に事故あるとき、または欠けたときは、これに代わる代表理事を理事会の決議によって理事の中から選出する。
- 4 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等以内の親族その他特別の関係が有る者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 32 条 監事は、次に掲げる職務を行なう。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
  - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること
  - (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること
  - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること、ただしその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によつ



てこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期及び定年)

第 33 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第 29 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

5 役員は、就任時においてその年齢が満 70 歳未満とする。また、任期期間中において満 70 歳に達した場合であっても、その任期期間は役員として在任するものとする。

6 前項にもかかわらず代表理事となる役員には定年制を適用しないことができる。また、代表理事を除く役員のうち若干名に限り定年制を適用しないことができる。

(役員解任)

第 34 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき

(役員に対する報酬等)

第 35 条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内及び報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行なう。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(開催)

第 38 条 理事会は、定時理事会として年 2 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 39 条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 前条第 2 項の理事会においては、当該理事会に出席した理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(決議の省略)

第 43 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 3 第39条第2項の理事会においては、当該理事会に出席した理事及び監事が第1項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 名誉会長、相談役、顧問及び参与

(名誉会長、相談役、顧問及び参与)

- 第46条 この法人に名誉会長、相談役、顧問及び参与若干名を置くことができる。
- 2 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。
  - 3 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、次の職務を行なう。
    - (1) 代表理事の相談に応じること
    - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
  - 4 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第9章 委員会

(専門委員会)

- 第47条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会には、委員長の他必要な委員を理事会が選任する。
  - 3 専門委員会は、第1項の決議によりその所掌とされた事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応じる。

## 第10章 事務局

(設置等)

- 第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める事務局規程による。

(備付け帳簿及び書類)

- 第49条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款

- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 評議員及び役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

## 第11章 加盟団体

(加盟)

第 50 条 次に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事会の決議を経て加盟団体となることができる。

- (1) 各都道府県を代表する野球競技団体
- (2) 全国的に組織された野球競技団体

2 加盟団体に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める加盟団体規程による。

(資格の喪失)

第 51 条 この法人の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第 52 条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の同意を得なければならない。

(除名)

第 53 条 この法人の加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為のあったとき

(登録)

第 54 条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議にもとづき、チーム及び選手ほかの登録を行なうことができる。

2 前項の登録は、とりわけ競技大会においては、選手に技能向上の機会を提供するとともに競技大会の公正及び質の維持・向上に寄与することを目的とする。

3 登録に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める登録規程による。

(一般賛助会員)

第 55 条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める一般賛助会員規程による。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 56 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第15条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行なった場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 57 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 58 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 59 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 公告の方法

(公告)

第 60 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する毎日新聞に掲載する方法による。

## 第14章 補 則

(細 則)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別途細則を定めることができる。

附則 1

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は市野紀生とする。

4 この法人の最初の業務執行理事は次に掲げる者とする。

鈴木 義信	後 勝	野端 啓夫	柳 俊之
大田垣耕造	山田 智千	藤田 孝二	中本 尚
藤田 健史			

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

乙武 誠仁	村井 秀雄	松本 壹雄	板倉 和人
田中 伸樹	潮田 智信	秋元 昇三	中村 國勝
和久井勇人	茂木 啓司	渡辺 久	堀 雄二
林 伸男	萩 洋	前田 正治	井町 泰三
尾形 正巳	檀上 正巳	小坂 賢治	野口 浩史
松崎 亘利	糸川 哲也	梶 正	林 清一
松井 茂久	春日利比古	野村 隆宏	弓田 鋭彦
廣瀬 寛	藤岡 雅成	吉田 恭之	長堀 肇
杉村 昌生	鎌田 仁一	綱島 裕介	

附則 2

1 この定款は、2013年3月1日から施行する。

附則 3

1 この定款は、2016年5月12日から施行する。

附則 4

1 この定款は、2018年1月22日から施行する。

附則 5

1 この定款は、2019年1月15日から施行する。

附則 6

1 この定款は、2019年4月2日から施行する。